令和３年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第４回 定例会（第１号）

招集年月日	令和３年　１２月　１日					
招集の場所	美　郷　町　役　場　議　会　議　場					
開会日時及び宣告	開 会	令和３年　１２月　１日　　午前　９時３０分				
		議　長　　福　島　教 次 郎				
	散 会	令和３年　１２月　１日　　午前１１時３４分				
		議　長　　福　島　教 次 郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席１２名 欠席　０名 凡例 ○ 出　席 △ 欠　席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏　　名	出席等の 別	議 席 番 号	氏　　名	出席等の 別
	議　長（７）	福 島 教 次 郎	○	５	中　原　保　彦	○
	副議長（６）	原　　克　　美	○	８	藤　原　修　治	○
	１	西　原　慎　治	○	９	山　本　幹　雄	○
	２	牛　尾　博　文	○	１０	籏　根　正　一	○
	３	藤 原 み ど り	○	１１	佐　竹　一　夫	○
	４	日　髙　　学	○	１２	西　嶋　二　郎	○

会議録署名議員	４番	日　髙　　学	５番	中　原　保　彦
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏　名	職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
	町　　長	嘉　　戸　　隆	住民課長	行　田　綾　子
	副町長	岸　本　建　夫	健康福祉課長	松　嶋　由　香　里
	教育長	阿　川　俊　治	産業振興課長	山　根　啓　史
	総務課長	木　川　士　朗	山くじらブランド推進課長	安　　田　　亮
	企画推進課長	石　田　圭　司	建設課長	永　妻　孝　司
	情報・未来技術戦略課長	佐　竹　一　輝	大和事務所長	添　谷　正　夫
	美郷暮らし推進課長	旭　林　修　範	教育課長	漆　谷　千　鳥
	会計課長	井　上　陽　生		
職務により議会に出席した者の職・氏名	議会事務局長　井　原　武　徳 議会事務局員　大　畑　真　紀			
議　事　日　程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会　議　の　経　過	別紙のとおり			

令和３年美郷町議会第４回定例会議事日程
（第　１　号）

令和３年１２月１日（水）　午前９時３０分 開会

日程	事　　件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	請願の委員会付託
5	議案の上程、説明、質疑、討論及び表決 【条例案】 議案第６５号　美郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案の上程、説明 【条例案】 議案第６６号　美郷町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第６７号　美郷町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について 議案第６８号　美郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について 議案第６９号　美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第７０号　美郷町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を

	改正する条例の制定について 議案第７１号　美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第７２号　美郷町ふるさと水と土保全対策基金条例等を廃止する条例の制定について 議案第７３号　美郷町観光・交流活性化基金条例の制定について 【予算案】 議案第７４号　令和３年度美郷町一般会計補正予算（第６号） 議案第７５号　令和３年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号） 議案第７６号　令和３年度美郷町下水道事業特別会計補正予算（第２号） 議案第７７号　令和３年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第３号） 議案第７８号　令和３年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第２号） 議案第７９号　令和３年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号） 【一般事件案】 議案第８０号　財産の取得について 議案第８１号　美郷町過疎地域持続的発展計画の策定について

（開会　午前　9 時 30 分）

●福島議長

おはようございます。

全議員出席であります。

ただ今から、令和 3 年美郷町議会第 4 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、4 番・日高議員、5 番・中原議員を指名いたします。日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日から 8 日までの 8 日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（異議なしの声）

●福島議長

異議なしと認め、本定例会の会期は本日から 8 日までの 8 日間とすることに決しました。

日程第 3、行政報告を行います。町長から行政報告の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

●福島議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議員の皆様おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、6 点、報告をいたします。

1 点目は、株式会社シフトブレインとの包括連携協定についてです。株式会社シフトブレインさんは、業務委託をし、美郷町公式ホームページのリニューアルや統一ロゴ、「みさとと。」の政策など、町のリブランディング事業を手掛けてきていただきました。特に、公式ホームページのリニューアルにつきましては、これまでの自治体にはない斬新なデザインであり、閲覧者数は、リニューアル前後で約 5 倍に急増し、また、ふるさと納税の増加などにもつながりました。さらに、世界的に権威のある賞を幾つも受賞し、各所で大きな注目を集めるなど、大きな成果が上がってきています。つきましては、シフトブレインさんと包括連携協定を結ぶことで、今後、取り組みの幅をより一層広げ、町の大きな活性化に結びつけていきたいと考えております。具体的には、地域資源の掘り起こし、活用や関係人口・定住人口の創出、特産品のブランド化、販売、マーケティング、中長期事業構想の支援などの分野について、共同で取り組んでまいりたいと思っております。12 月 14 日に協定締結式を行う予定としています。

2 点目に、定額乗合タクシーの実証実験についてです。以前から、町の公共交通施策に携わっています出雲市の株式会社バイタルリードが、美郷町フィールドに月額定額の乗合タクシーの実証実験を実施されることになりました。期間は 12 月から 2 月までで、対象地域はデマンドタクシー信喜線と乙原線の運行区域です。なお、この実証実験は、補助率 100％の経済産業省、地域新マース創出推進事業補助金を活用され行われます。この実証実験を通じて、利便性の向上や、高齢者などの移動の活発化、そして、持続可能な地域公共交通の実現に向けた検証を行っていくことになり、積極的にこの取り組みに関わっていきたいと考えております。

3 点目に、美郷バレーの取り組みについてです。1 つ目に、美郷バレーの連携協定先である麻布大学と大磯町への表敬訪問についてです。11 月 15 日、16 日に、福島議長とともに、神奈川県の麻布大学と神奈川県大磯町を訪問してまいりました。麻布大学では、11 月 1 日付で新学長

に就任されました。川上泰学長らと面談をし、麻布大学フィールドワークセンターが、大学の経営戦略や魅力化にとって極めて重要な位置づけであるとの説明を受け、一層の連携強化に向けた意見交換を行ってまいりました。なお、本学キャンパス内にある命の博物館の一角に、美郷町を紹介するコーナーを設置される予定であり、広く学生や一般の方々に、美郷町を知っていただく企画を進めているとの説明もいただきまして、今後の連携に大いに期待をしているところでございます。11 月 10 日に連携協定を締結しました大磯町では、中崎久雄町長、竹内恵美子議会議長らと意見交換を行いました。大磯町の名所である旧吉田茂邸や、明治記念大磯庭園、今年 4 月にオープンした大磯港にぎわい交流施設、大磯コネクトなどを視察をしてまいりました。大磯コネクトでは、協定締結の翌日 11 日から、美郷町の山くじら商品が販売開始をされ、今後は、美郷町産の新そばなども並ぶ予定です。山くじら缶 75 個は、21 日には、早々に売り切れになっているということを聞いております。大磯コネクトの支配人も、美郷町の特産品の今後の出品を期待しておられるとのことでした。今後、幅広い分野で交流、連携を深めて、お互いの町の活性化に取り組んでいきたいと思っています。2 つ目に、麻布大学学生の来町についてです。新型コロナによる緊急事態宣言で延期をされていました麻布大学フィールドワークセンター実習が、今月 16 日から 20 日にかけて実施をされ、生命環境学部環境学科の学生、先生約 20 名が来町される予定です。コロナによる移動自粛制限緩和を受けまして、今後、学生等の来町の機会が増えていく見込みとなっています。3 つ目は麻布大学フィールドワークセンターの県内高校との高大連携についてです。4 月以降地山くじら研究所として、県立高校 7 校訪問し、高大連携の橋渡し、また、学校とのプログラム開発などを進めてまいりました。10 月 14 日には、大田高校理数科の 2 年生 24 名と、教員を合わせました計 27 人が、麻布大学フィールドワークセンターや、青空サロンで美郷バレーの取り組みの講義や、生命環境科学部の模擬授業を受けられています。11 月 4 日には、島根中央高校の普通科 3 年生 11 名と教員を合わせました計 13 名が、青空サロンやフィールドワークセンター、おおち山クジラ缶詰工場を探求学習の授業で訪れられています。参加された方々からは、内容がバラエティーに富み、大変充実した研修だったといった好評をいただいています。なお、麻布大学フィールドワークセンターには、各自治会や連合婦人会、美郷大学など、町内からも多くの訪問があり、町民の皆様にも、美郷バレーや麻布大学の取り組みへの理解を深めていただいています。

4 点目に、みさとと。ビジネスプランコンテストの対象決定についてです。他の自治体にはないユニークな美郷町の強みを生かし、ここでしか出来ないビジネスプランを募集しました。みさとと。ビジネスプランコンテストで、東京都のウェブマーケティング会社で、日本最大のバリ島情報発信メディアである「バリ島旅行のみかた「を運営されています。「Think a phase（シンクアフェーズ）株式会社」を大賞に決定いたしました。応募がありましたのは、「美郷町を日本一バリ島好きが集まる観光地にします！」とのプランで、町内産物を使った商品の企画販売、町内でのオフ会、オンラインツアーの実施、観光拠点づくりなど、短期・中期・長期それぞれの時間軸で実現をしていく内容となっており、バリ島と長い交流のある美郷町を拠点にしてこそ成り立つ内容となっています。来年 5 月までには、町内に支店を開設される予定と聞いております。11 月 19 日には、同社の石川一将社長が来町され表彰式を行い、町内各団体へのあいさつ、町内各所の視察やガムラン楽団との面会などをされています。今後、地域商工業支援事業費補助金による支援のほか、町のネットワークを活用し、伴走支援を行っていく考えでいます。町の強みであるバリとの交流で蓄積をされ、これまで有効活用出来ていなかったバリ関連資源の掘り起こしや魅力化、観光商品化などを通して、美郷町の活性化につながることを大いに期待をしています。

5 点目の工事発注状況につきましては、8 月下旬から 11 月中旬までの状況をタブレットに配信していますので、ご覧いただければと思います。最後に、令和 2 年国勢調査確定版の発表についてです。令和 2 年国勢調査確定版が、昨日、総務省及び島根県から発表されました。5 年

前の平成 27 年と比べ美郷町の人口は 542 人減少し、減少率は 11.1%、世帯数は 166 世帯減少し、減少率 8.3%であり、県内 19 市町村の中で共に最大の減少率となっています。また、生産年齢人口、これは 15 歳から 64 歳の割合は、40.7%と、こちらも県内最低となっています。今回の結果は、人口減少が急激に進み、町の衰退に拍車がかかっている現状が浮かび上がっており、私は、町長として、改めて強い危機感を抱いています。私は、町長就任以来、町の目指すべきビジョンとして、「活気あふれる明るい町」と、「町外と活発な交流のある町」を掲げて、一貫して取り組んでまいりました。町の活気の醸成には、行政の押しつけではなく、地域や町民の方一人ひとりが活き活きと協力して活動することが何より大切であり、これがまちづくりの土台であると考え、行政として最大の支援を行ってまいりたいと思います。一方で、内輪の頑張りだけでは限界があります。町の課題の解決、さらなる発展のためには、積極的に外部から人や企業、団体などを呼び込み、その力を活用して取り組んでいくことが必要不可欠だと考えています。これまでに、積極的に町外から、企業、団体、人を取り込む施策を進めてまいりました。美郷バレーの取り組みでは、麻布大学フィールドワークセンター開設による学生などの滞在、交流や、協定締結企業など、町内での活動が活発化をし、さらに、町内事業所、支店も開設をされるようになってきています。また、サテライトオフィス「みさとと。ネスト」の開設や、民間賃貸住宅の建設による事業所の開設や住まいの確保、美肌県美肌町など、観光コンテンツの拡充も図ってきています。そして、バリ関連では、技能実習生の来町予定や、ビジネスプランコンテスト対象者の起業、バリ交流やガムランを活かした関係人口・交流人口づくりも始まっています。このように、これまで検討、準備を進めてきた取り組みの芽が出始め、将来に向ける明るい兆しも一部では見え始めていると考えています。また、こうした取り組みを進める美郷町に注目をし、町外、県外の企業などから様々なご提案、声掛けもいただくようになってきています。アフターコロナの時代では、これまでの都市中心の価値観が転換し、都市から地方へ目が向けられようとする流れも生まれてきています。悲観するだけではなく、将来に向けて、取り組みを強めてまいりたいと考えます。行政として、強い危機感を持って施策に取り組んでいくのはもちろんですが、議員の皆様、町民の皆様、町一丸となって取り組んでこそ、町の衰退を食い止め、まちの将来を切り開いていくことが可能となると考えます。改めまして、議員の皆様、町民の皆様の町行政へのご理解をお願い申し上げるとともに、将来に向けた取り組みへのご協力、また、積極的なご参画をお願い申し上げます。以上で行政報告を終わります。

●福島議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第 4、請願の委員会付託を議題といたします。

本定例会までに受理しております請願は、お手元に配付しております文書表のとおりであります。

会議規則第 92 条第 1 項の規定により、産業建設委員会へ付託しますので、審査、調査をよろしくお願いいたします。

日程第 5、議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案のうち、まずは、議案第 65 号の条例案について、上程をいたします。それでは議案第 65 号の提案理由の説明を求めます。

●福島議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

上程いただきました議案第 65 号についてご説明いたします。この条例は令和 3 年の人事院勧

告を踏まえ、一般職の期末手当について、再任用以外の職員は 0.15 月、再任用職員は 0. 1 月引き下げるものでございます。新旧対照表の方をお開きください。この条例は、美郷町職員の給与に関する条例を 2 条構成、2 段階で改正するものでございます。第 1 条で、令和 3 年度の期末手当の支給割合を改正し、第 2 条で令和 4 年度の期末手当の支給割合を改正いたします。第 1 条の改正について説明いたします。第 18 条第 2 項で、期末手当の支給割合を 100 分の 127.5 から 100 分の 112.5 とし、12 月に支給する期末手当の支給割合を 0.15 月分引下げ、第 3 項で、再任用職員の期末手当の支給割合を、100 分の 72.5 から、100 分の 62.5 とし、12 月に支給する期末手当の支給割合を、0. 1 月分引下げます。これにより、令和 3 年度の期末手当の合計支給割合は、再任用職員以外は、2.55 月から、2.4 月に、再任用職員は、1.45 月から 1.35 月に改定いたします。続いて、第 2 条の改正について説明いたします。この改正で、令和 4 年度の期末手当の 6 月と 12 月の支給割合を均等にするものでございます。第 18 条第 2 項で、先ほどの改正で、支給割合を 100 分の 112.5 としたものを 100 分の 120 とし、第 3 項で、100 分の 62.5 としたものを 100 分の 67.5 とします。令和 4 年度の期末手当の合計支給割合は、令和 3 年度の合計支給割合と変わりません。議案の方に戻り、附則の欄をごらんください。この附則では、先ほど説明申し上げました規定の施行日を定めております。この条例の施行日は公布日とします。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年度の期末手当に係る改正のため、令和 4 年 4 月 1 日から施行することといたします。なお、今回の改定に当たりましては、職員組合と合意をしており、予算につきましては、実施の判断に当たり、国や他団体の動向等を考慮する必要があったため、今回の補正ではなく、3 月議会の補正予算で調整をする予定にしております。以上で議案第 65 号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

●福島議長

提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

議案第 65 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（異議なしの声）

●福島議長

ないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第 65 号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

●福島議長

5 番、中原議員。

●中原議員

5 番です。私は議案に対して反対の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

●福島議長

反対討論ですので、前でお願いします。

●中原議員

議案第 65 号に対して反対の立場から討論に参加いたします。私が、この議案に反対する理由は、2 点でございます。予めお断りしておきたいと思いますが、先ほど提案の中でも言われましたように、この議案につきましては、予め、この職員組合とでの話合い協議の中で合意をされているというふうに伺っております。したがって私もこの委員長さんともお会いしまして、私の趣旨は、その合意に反対するものではないということも明確にお伝えしてまいりました。私が申し上げたいことの第 1 点目は、この 1 年間、昨年からも含めてでありますが、コロナ禍で、職員の皆さんも大変苦労しながら、このコロナ禍での公務の仕事をなさってきたというふ

うに理解をしております。従って、こういう時期に、期末勤勉手当をそう額は大きくないわけでありますが、これを引き下げるということについて、職員の士気との関係も含めてですね、私は今の時期にやるべきではなかった。もちろん、人事院勧告を踏まえたものであることは承知の上で述べております。2 つ目は、町の職員の給与状況というのは、非常に影響が大きいと思っておりまして、とりわけ、町内の介護施設等々ですね、ケア労働されてる方々の賃金水準にも否定的な影響を与える。町の職員が下がったから、あんた方も下げたいと。こういうことになりかねない。こういうふうに思っておりまして、私はそういう町内で、200 名を超える介護職の方が働いておられますが、こういう方々の期末手当の引下げにもつながるものだということを憂慮いたしまして、この議案に対して反対を表明させていただきます。以上でございます。

●福島議長

賛成討論はありませんか。

●福島議長

（なしの声）

●福島議長

反対討論はありませんか。

●福島議長

（なしの声）

●福島議長

それでは、これ以上の討論はなしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第 65 号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

●福島議長

（挙手多数）

●福島議長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程、第 6、議案の上程、説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております残りの議案は、条例案 8 件、予算案 6 件、一般事件案 2 件の計 16 件であります。

議案第 66 号から議案第 81 号までの 16 議案を一括上程いたします。

初めに、議案第 66 号から議案第 73 号までの条例案 8 件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●福島議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

上程いただきました議案第 66 号について、説明いたします。この条例は、デジタル庁設置法とデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法が改正されたことに伴い、関係する 2 条例を改正するものでございます。新旧対照表をご覧ください。改正の趣旨は、番号法の改正により変更された内容や、引用条項ずれを改正するものでございます。第 1 条によ

る美郷町個人情報保護条例の改正について説明いたします。第 26 条の 3 について、まず、同法の改正により、マイナンバー情報を連携する情報提供ネットワークシステムの設置管理主体が、総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことに伴い、この規定中で引用する総務大臣を内閣総理大臣といたします。また、同法第 19 条の新たな号の追加、既存の号の繰下げにより、この規定中で引用する番号法の第 19 条第 7 号と同条第 8 号を、それぞれ第 19 条第 8 号と同条第 9 号といたします。続いて、第 2 条による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正についてご説明いたします。先ほどと同じく、番号法第 19 条の新たな号の追加、既存の号繰下げにより、第 1 条と第 5 条で引用する番号法の第 19 条、第 10 号を、第 19 条第 11 号といたします。最後に、この条例の施行日は公布日といたします。以上で、議案第 66 号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

●福島議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第 67 号、美郷町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。印鑑の登録及び証明に関する事務を規定した印鑑登録証明事務処理要領では、印鑑登録証明書には、住民基本台帳法第 7 条第 3 号に規定する男女の別を記載することとされていますが、性同一性障害など性的マイノリティーに配慮し、個人のプライバシーを尊重するため、窓口等で発行する印鑑登録証明書に、性別を記載しない取扱いとするものです。改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきたいと思います。おそれ入りますが、新旧対照表をお開きください。1 ページ、第 16 条、印鑑登録証明の交付でございます。現行で、第 1 項（3）に性別とありますが、改正後は、これを削除し、以下を繰り上げるものでございます。以上で、新旧対照表でのご説明を終わります。続きまして、条例本文の改め文をお願いいたします。改め文の最後に、この条例の附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。以上で、議案第 67 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第 68 号、美郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。改正理由の 1 点目としまして、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、個人番号の通知を目的としていました通知カードが廃止されたこと。また、2 点目に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、マイナンバーカードの発行主体が、市区町村から、地方公共団体情報システム機構へ変更となったため、市区町村が徴収しているマイナンバーカードの再交付に係る手数料についても、機構が徴収を行うこととされたことによるものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表の方でご説明をさせていただきます。新旧対照表をお開きください。2 ページに、別記 1 としまして、手数料金の表がございます。上段の現行の表の中で、2 段目の個人番号の通知カードの再交付手数料、1 件 500 円。続きまして、3 段目の個人番号カードの再交付手数料、1 件 800 円があるものを削除し、下段の改正後のように整理するものでございます。参考までに、改正後の取扱いを申し上げますと、通知カードは運用が廃止されたため、カードの再発行手数料の徴収のいずれの事務も発生はしません。一方、マイナンバーカードは、再交付に係る手数料の徴収事務を、地方公共団体情報システム機構から美郷町が委託を受けることとなりました。ただし、町は、マイナンバーカードを再交付した際に、これまでと同様に、役場窓口で申請者から再交付に係る手数料を受領しますので、住民の方の窓口での手続は変わりません。受領した手数料は、会計処理上は町の歳入とせず、歳計外現金として収納し、後日、システム機構からの請求に基づき、町から機構に納付をします。なお再交付に当たって、手数料が発生するケースとしましては、カ

ードの紛失をした場合などがございます。以上で、新旧対照表でのご説明を終わります。続きまして、本文の改め文をお願いいたします。改め文の最後に、この改正条例の附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。以上で、議案第 68 号のご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第 69 号、美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この度の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。それでは具体的な改正内容の説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。1 ページをお願いします。初めに、第 24 条で、個人の町民税の非課税の範囲を規定しております。非課税の限度額の計算の根拠となる扶養親族に所得税の場合では対象外とされている年齢 16 歳未満の者を明記するなど、町民税の扶養親族の範囲を規定するものでございます。続きまして、第 34 条の 7 は、寄附金税額控除の規定です。国の税制改正に合わせ、所得割の控除対象となる寄附金の範囲を見直し、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除くとする改正でございます。続きまして、3 ページ、第 36 条の 3 の 3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定です。公的年金等受給者が町民税の申告を行う際に、控除対象となる扶養親族を年齢 16 歳未満のものに限るとするものです。続きまして、4 ページ、本条例の附則でございますが、第 5 条で、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等を規定しています。所得割の非課税の限度額の計算の根拠となる扶養親族の範囲を年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るとするものでございます。最後に、附則第 6 条は、特定一般用衣料品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する規定です。医療費控除の特例としまして、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして、一定の取り組みを行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日以降に、スイッチＯＴＣ医薬品を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができる。いわゆるセルフメディケーション税制の適用期限を 5 年間延長し、令和 9 年度までとするものです。以上で、新旧対照表による説明を終わります。続きまして、本文の改め文をご覧ください。附則のところで、第 1 条、この条例の施行期日を令和 6 年 1 月 1 日からとしていますが、第 34 条の 7 第 1 項及び附則第 6 条の改正規定につきましては、令和 4 年 1 月 1 日から施行するとしています。また、第２条では、町民税に関する経過措置としまして、第 34 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する寄附金または金銭について、改正後の規定は、この条例の施行日以降に支出するものを適用し、施行日前に出資したものについては、従前の例によるとしています。以上で、議案第 69 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第 70 号、美郷町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この度の改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域の産業振興をより効果的に促進するため、課税免除の対象となる業種に、新たに情報サービス業等を加え、美郷町過疎地域持続的発展計画に定められた区域内で、要件を満たした事業の用に供する設備の取得等をした場合に、対象資産に係る固定資産税について、免除の適用を受けることができるというものです。現行の制度と比較しますと、対象の業種を拡大するとともに、免除の対象となる設備等の取得価格の下限額を引き下げることで、該当の要件を緩和するものでございます。なお、課税免除を行った場合は、地方税の減収分の 75%が普通交付税で補填されます。それでは、具体的な改正の内容につきまして、新旧対照表の方をご覧ください。1 ページをお願いします。第 1 条で趣旨を規定しておりますが、本条例の根拠となる法律が変更されたことによる条文の改正でございます。続きまして、第 2 条は、具体的な課税免除の規定でございます。対象者は、青色申告を行う法人または個人とし、対象となる業種を、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業もしくは旅館業としています。さらに、対象となる設備等の取得価額の要件としまして、（1）にあります製造業、旅館業につきましては、資本金の額等が 5000 万円以下の場

合、500 万円以上、資本金の額等が 5000 万円を超え 1 億円以下である場合、1000 万円以上、資本金の額が 1 億円を超える場合、2000 万円以上とします。（2）情報サービス業等、農林水産物等販売業につきましては、資本金の額等に係わらず、500 万円以上としています。また、適用となる期間は、公布の日から令和 6 年 3 月 31 日までに取得したものに限るとしています。以上で、新旧対照表による説明を終わります。続きまして、本文の改め文、3 ページをご覧ください。附則のところで、1、施行期日につきましては、公布の日から施行すると規定しております。2、経過措置としまして、改正後の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以降に取得等された設備について適用し、同日前に、新設または増設された設備につきましては、従前の例によるとしております。以上で、議案第 70 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました。議案第 71 号、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する　条例の制定についてご説明いたします。この度の改正は、地方税法並びに全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。主な改正の趣旨としましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、県、市町村が一体となった取り組みとして、国保加入世帯の未就学児に係る均等割保険料につきまして、その半額を公費により軽減するものでございます。それでは、具体的な改正内容の説明をさせていただきますので、新旧対照表をご覧ください。改正の箇所が非常に多くなっておりますが、ほとんどが、法律、政令等の改正による規定の整備によるものでございますので、この度新設となりました箇所のみご説明させていただきます。新旧対照表の 2 ページをお開きください。第 23 条、国民健康保険税の減額の規定でございますが、この度改正で新設となります部分は、4 ページからとなります。第 2 項としまして、未就学児に係る均等割額軽減に関する項を加え、それ以降が項ずれとなります。新設される項では、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合に、当該未就学児 1 人につき、それぞれ減額となる額を規定しています。（1）は、1 人当たりの基礎課税額から減額する金額です。アは、応益保険料の 7 割軽減の対象世帯で、軽減する額は 3750 円。イは、応益保険料の 5 割軽減の対象世帯で、減額する額は 6250 円。ウは、応益保険料の 2 割軽減の対象世帯で、減額する額は 1 万円。エは、軽減対象外の世帯で、減額する額は 1 万 2500 円となります。続きまして、（2）は、1 人当たりの後期高齢者支援金等課税額から減額する金額です。5 ページにありますように、ア、応益保険料の 7 割軽減の対象世帯で、減額する額は 1245 円。イは、5 割軽減の対象世帯で、減額する額は 2075 円。ウは、2 割軽減の対象世帯で、減額する額は 3320 円。エは、軽減対象外の世帯で、減額する額は 4150 円となります。以上で、新旧対照表による説明を終わります。続きまして、本文の改め文、3 ページをご覧ください。附則のところで、この条例の施行期日は公布の日からとしていますが、ただし書にあります箇所の改正規定につきましては、令和 4 年 4 月 1 日からとしております。また、第 2 条で適用区分を、前項ただし書部分に係る改正後の規定は、令和 4 年度以降の年度の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までのものにつきましては、従前の例によるものとしています。以上で、議案第 71 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

上程いただきました議案第 72 号、美郷町ふるさと水と土、保全対策基金条例等廃止する条例の制定について、ご説明を差し上げます。本議案については、表記条例を初め過疎対策基金、若者子育て応援基金、江の川下流域活性化基金の４つの条例をこの度廃止するものです。ふるさと水と土保全対策基金は、農業用用水路、ため池及び農業用道路等の多様な農業のための機能の維持及び強化に係る住民の共同活動等の推進に充てるために、基金として、平成 16 年 10

月に、合併時に制定をされております。過疎対策基金は、過疎地域の振興を図るための事業費用に充てるための基金として、平成 23 年 3 月に制定、また、若者子育て応援基金は、美郷町の将来を担う若者、子育て世代を支援する事業の経費に充てるための基金として、平成 29 年 3 月にそれぞれ創設されたものです。それぞれの、本年の 10 月末の基金の残高としましては、ふるさと水と土保全対策基金につきましては、12 万 8730 円。過疎対策基金 19 万 4889 円。若者子育て応援基金 65 万 6740 円、計 98 万 363 円でございます。この３つの基金は、今後の活用としても、小額であったり、また、当初の目的を達成したことから、令和 4 年 4 月初日をもってこれらの基金を廃止処分し、年度間での弾力的な運用が可能な財政調整基金へと集約するものです。また、残りました江の川下流域活性化基金につきましては、江の川の下流域の市町及び団体が、そのすばらしい資源、特性を生かし、活性化を図るための広域的な取り組みを展開する費用に充てるための基金として、平成 24 年 3 月に創設されたものです。これまで、江の川下流域活性化協議会が取り組む事業への負担金として活用しておりましたが、同協議会が解散され、主な活用事業が終了したため、令和 4 年度、4 月初日をもって、同様に同基金を廃止するものです。本基金の本年 10 月末の基金残高は 2115 万 5032 円です。同基金の今後の活用につきましては、議案第 73 号で新たに創設することを提案させていただきます美郷町観光交流活性化基金へと集約をしたく、改めて議案第 73 号でご説明をさせていただきます。以上で議案第 72 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第 73 号、美郷町観光交流活性化基金条例の制定についてご説明を差し上げます。こちらについては改め文、条文 2 ページをお願いします。基金の設置の目的としましては、第 1 条の条文として、本町の観光資源や特性を生かした、観光振興やそれに伴う、町内外の交流、活性化を推進する施策に係る経費に有効的に充当するとしています。議案第 72 号において、提案させていただいております、江の川下流域活性化基金の残額 2115 万 5032 円を、ご承認いただければこの基金に集約をし、基金の趣旨を踏まえた事業に活用させていただくということを想定をしています。また、基金への積み立て、積み上げとしても、今年度から新たにネーミングライツ料として、ゴールデンユートピアおおちが、ステイスイムアンドテニス美郷、そして、潮温泉施設が、石見ワイナリーホテル美郷カヌーの里おおちがカヌー＆キャンプ美郷と 3 施設から、年間それぞれ 10 万円、計 30 万の歳入があり、また合わせて、これらの施設から収益の 50%、また、収益に係る最低 100 万円の歳入がある見込みでございます。また本年 6 月にグリーンロードだいわが解散されたことにより、保有株分の分配金約 800 万、現在ところ 800 万程度の歳入も見込まれております。これらの新たな歳入につきましては、観光振興に欠かせないこれらの指定管理施設の維持管理に備えるための財源としても活用することを合わせて想定をしております。以上で議案第 73 号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

議案第 73 号の説明が終わりました。

ここで 10 時 35 分まで休憩といたします。

（休憩　午前　１０時２６分）
（再開　午前　１０時３５分）

●福島議長

会議を再開いたします。

議案第 74 号から議案第 79 号までの予算案 6 件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●福島議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

上程いただきました議案第 74 号、令和 3 年度美郷町一般会計補正予算第 6 号について、ご説明を申し上げます。議案第 74 号、歳入歳出補正額は、歳入歳出それぞれ 6019 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70 億 2166 万 8000 円とするものです。詳細な補正内容につきましては、本来であれば、2 ページからの第 1 表歳入歳出補正予算及び、明細となる事項別明細書の総括となりますが、8 ページからのですね、明細書の内訳において、主なものについてご説明を差し上げたいと思います。それでは、8 ページをお願いします。お開きください。まず歳入です。款 13 使用料及び手数料、項 1 使用料、目、2 段目の 5 土木使用料です。説明欄では住宅使用料、これは 12 月以降ですね、民間型借上住宅 2 ケ所、ミコ２とそれからグリーンビレッジ、こちらの入居に関わる部分の住宅使用料が 67 万 2000 円、新たに追加をするものです。そしてその 2 段目ですね、款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金でございます。こちら説明欄にあります社会福祉費負担金、2 段目にあります生活困窮者自立支援、相談支援、事業費等負担金、こちらの額 519 万 9000 円減額となっておりますが、その下にあります、重層的支援体制整備事業国庫交付金、こちらの方に国からの費用を充当替えをしております。あと、その下、子どものための教育、保育給付費負担金、これは保育所のですね、定員数の減によりますものと、処遇改善加算、この 2 点において、補助額は増額になってます。319 万 3000 円の増額です。その下、目 2 衛生費国庫負担金です。新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、主には今後を接種されます 3 回目の接種、これにかかる費用として 728 万 6000 円をこの度計上しております。その下、目 3 災害復旧費国庫負担金、説明欄では、現年度公共土木災害復旧費負担金、こちらは 1200 万 6000 円でございますが、事業の査定による精査による増でございます。9 ページをお願いします。款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 民生費国庫補助金です。1 番上にあります障がい者地域生活支援事業費補助金。こちらも先ほどお話ししました重層的支援体制整備交付金、こちらの方にですね、補助金のシフトをしておりまして、マイナス 344 万 6000 円を減額をしております。その下、子ども子育て支援交付金、こちらも 371 万 5000 円減額しておりますが、同様に、先ほどの国庫負担金としましての重層的支援整備、住宅支援体制整備事業交付金、こちらへ歳入のシフトをしまして、３つ合わせまして、先ほどのところは 1236 万円の増額としております。その下、また９ページに戻りますが、子ども子育て支援事業等補助金ですね。これは児童改正法に伴いますシステム改修費用の補助でございます。このシステムの改修につきましては、実際の中身としましては 118 万 8000 円。それ以外に風疹の検査のシステム関係で 1 万 5000 円ですね。合わせて 201 万 4000 円を、こちらの方で計上しております。その下、目 2 衛生費国庫補助金です。感染症予防事業費等国庫負担金でございます。こちらが、失礼しました。先ほどの子ども子育て支援金の補助金は 201 万 4000 円は、児童手当の改正に伴うシステムのみでございまして、感染症予防対策国庫負担金 120 万 3000 円、こちらが、この感染症予防対策のシステムのまた新たに、こちらもシステムの改修で 118 万 8000 円と風疹の検査 1 万 5000 円、合わせて 120 万 3000 円。ちょっと、すいません。ちょっと違えてご説明しました。その下、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。こちらについても同様に、こちらの新型コロナに係るシステムの改修として 510 万 2000 円を歳入として計上しています。目 3 土木費国庫補助金でございます。社会資本整備総合交付金、163 万 5000 円減額でございますが、これで、事業全体の縮小に伴うものでございます。その下、款 15 県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金でございます。説明欄で、障害者自立支援給付金負担金 47 万 5000 円ですが、これは生活保護費の方の増ということです。その下、重層的支援体制整備事業交付金。こちらも、国の補助金と同様、後に説明させていただきます障がい者、そして子ども子育ての交付金の充当額をシフト替えをしまして、571 万 4000 円、改めてこちらに計上しております。その下、子どものための教育・保育給

付費負担金です。国の補助金もありましたように、定員数の減、そして、処遇の加算ということで、53 万 2000 円、補助金が増額しているものを計上しております。10 ページをお願いします。款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金です。島根市町村総合交付金、これは昨年のですね、事業実績で見込みを立てておりましたが、今年度、実績に伴いましてリフォームをいたしまして、211 万 6000 円を増額で補正をしております。目 2、民生費県補助金。障がい者地域生活支援事業費補助金、こちら重層的支援体制整備事業費交付金の方へ補助金のシフトをしております。もう 1 段おりまして、同様に子ども子育て支援交付金、こちらの方もですね、重層的支援体制整備事業費交付金のほうへ充当を変えております。中ほどの目 4 農林水産費県補助金でございます。多面的機能支払い交付金。これまでの未実施でありました上川戸地区の取り組みによりまして、補助金の増額でございます。その下、目 6 災害復旧費県補助金です。現年におきます農地災害並びに農業用施設災害、こちら、いずれも小災害事業への組替え、それからまた、農業施設災害につきましては、単独災への組替えということで、補助額が下がりまして 210 万並びに 910 万減額をしております。その下、目 7 土木費県補助金でございます。島根定住推進住宅整備支援事業補助金、補助対象額の金額が増になりまして、203 万 6000 円増額となっております。11 ページをお願いします。款 16 財産収入、項 2 財産売払い収入、目 1 不動産売払い収入でございます。土地の売払い収入としまして、国道 375 号粕渕地内改良工事に伴います用地の売払いでございます。284 万 3000 円です 7。1 段飛びまして、款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金でございます。こちらにつきましては、当初予定をしておりましたが、歳出歳入のバランスで、こちらの基金の繰入れについては 8300 万円減額をしまして、現段階につきましては、繰入につきましては、ゼロというふうにさせていただきました。その下、減債基金の繰入金につきましても、同様に当初 4900 万計上しておりましたが、1500 万減額をいたしまして、4750 万でですね、基金の繰入れを計画をしております。1 番下ですね。款 19 繰入金、項 1 繰入金、目 1 繰入金です。繰越金です。すいません。繰越金、純繰越金としまして、第 3 回の定例会の方で、決算の報告をさせていただきました一般会計につきまして 8721 万 8000 円を、この度、正式に繰越をさせていただきました。そして、12 ページをお願いします。款 20 諸収入、項 7 雑入、目 5 雑入です。節の 2 段目ですね、総務費雑入でございます。コミュニティ助成事業助成金、こちらにつきましては、当初予定されました団体からの申請が取下げとなりまして 120 万減額です。その下、町村会等の保険収入、これは、大和地域の御用団地集会所、こちらの屋根の被災に伴います保険金収入 103 万円でございます。そしてネーミングライツ料としまして、石見ワイナリー等からですね、令和 3 年分として 30 万、計上をしております。その次、1 番下の段です。款 21 町債、項 1 町債、目 4 農林債です。節 2 林道事業債、緊急自然災害対策事業債。こちらは林道信喜線の道路改善事業、道路陥没した懸案ですが、こちらの方の事業費にですね、2000 万円、町債を充当するというふうに考えています。その下、節 5 集落営農事業債、こちら過疎対策事業債を充てておりますが、コロナの臨時交付金との振替等によりまして、1100 万円を減額をさせていただくことが出来ました。13 ページをお願いします。同様に町債ですが、目 6 消防債です。緊急防災減災事業債、当初は消防団の車両の更新ということで、普通車等を計画しておりましたが、車両ベースは軽自動車に縮減をさせていただきまして、460 万減額でございます。その下、目 7 教育債、節 9 給食調理場施設設備等整備事業債です。過疎対策事業債を充てますが、こちらは、炊飯器ですね、給食センターの炊飯器を 2 基購入、また、炊飯器の設置場所、こちらを変更するというところで、移設工事合わせて 300 万ですね。事業債の方で、計上しております。目 8 災害復旧債です。現年の一般単独災害復旧事業債、先ほど補助金のところで減額をさせてもらいました 910 万のうち 590 万、こちらのほうに改めて計上しています。また小災害復旧事業債につきましては、農地について 210 万円、また、農業用施設については 320 万、計 530 万をですね、こちらの事業債で充てさせて計上しております。その下、現年補助災害復旧事業債、こちら、また合わせて一般単独災

害復旧事業債ですね、こちらについては、下の 900 万につきましては、測量費が 300 万、また工事費用 600 万、合わせて 900 万の方を改めて計上しております。その下、目 11 商工債です。過疎対策ソフト事業債としまして 500 万の減額。こちらにつきましては、当初はビジネスコンテスト 2 件というふうに想定をしたところ、最終的に今年度、ビジネスコンテストは、1 件というところの精査で 500 万減額をさせていただいています。歳入については以上です。続いて歳出の方をお願いします。14 ページとなります。2 段目款 2 総務費、項 1 総務管理費です。目 1 一般管理費、001 一般管理費。1 番下にあります事務業務委託料、こちら、職員、公務員のですね、定年延長に係る例規についての整備ということで 143 万円上げております。一つ飛びまして、目 6 企画費です。001 企画費。1 番上段にあります非常勤職員報酬、224 万減額ですが、これは国際交流員さん、当初ですね、もう少し早い段階で、こちらの方に来られる予定でしたが、コロナ等との関係で、時期が遅れた関係でその間の非常勤職員の報酬費を減額をさせていただいております。そして 1 番下にあります補助金については、コミュニティ事業の取下げによります 120 万の減額でございます。15 ページをお願いします。同様に目告企画費でございますが、説明欄 003 公共交通対策費、全体としまして 168 万 9000 円の増額。主なものにつきましては、まず 1 つは、測量設計費等委託料、こちら 100 万円減額をしておりますが、こちらの当初、バス停を一つ設置するということで測量設計しておりましたが、この案件につきましては取り止めということで、100 万円減額です。それから、工事請負費につきましては、277 万 6000 円増額なっておりますが、こちら産業振興課部署でですね、粕渕駅の公衆トイレの方ですね、の部分の計画が上がっておりましたが、そちらと合わせてですね、工事費とすることで、産業振興課の方の予算からこちらの方に移行させて、今回改めて計上しております。その下、地域おこし協力隊の推進費です。主なところ、472 万 6000 円の減額です。主なところは、非常勤職員の報酬減額 275 万 3000 円。これは実際に隊員さんの見込みが、今年度の見込みが減ということで、減額をさせていただいております。1 番下の段ですね、目 12 電子計算費です。説明欄 001 の電子計算機管理費というところの光熱費 183 万 5000 円。これ主には、データセンター等のですね、電気料、含めたところの電気料が増額したということで計上しております。16 ページをお願いします。下の段、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、2 段目、目 3 障がい者福祉費でございます。説明欄 001 障がい者福祉費、290 万増額をしております。こちら介護給付費の見込みの増ということで増額計上です。1 ページ飛んで、次のページお願いします。真ん中の段、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費でございます。説明欄 001 児童福祉総務費ですね。事務事業委託費 390 万 3000 円につきましては、先ほど歳入のとこでもお話ししましたが、定員減による定員数減によるもの、また、処遇改善の加算ということで、30 万 3000 円を改めて計上してます。その下にあります、一部事務組合の負担金、これ児童手当法の改正に伴いますシステム改修ということで、201 万 5000 円を追加計上しています。そして、1 番下の段ですね、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費、説明欄 001 予防費 1347 万 3000 円。詳細につきましては 18 ページの方、次ページをお願いします。こちらの方に、先ほどお話ししました新型コロナ 3 回目の接種についての掛かる費用について計上しています。ワクチン接種等で、主には事務業務委託料 1161 万 6000 円。そしてそれに付随する非常勤職員を雇用したり、それに対する職員の時間外等々で、全体としまして、1347 万 3000 円を増額補正をしております。19 ページをお願いします。款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費でございます。説明欄では 019 多面的機能支払い交付金事業、交付金 64 万 3000 円の増額ですが、こちら、この事業に対しまして、先ほど歳入の方でもお話ししましたが、上川戸集落の活動組織の編入による交付金の増額でございます。ちょっと真ん中の段、款 6 農林水産業費、項 2 林業費、目 2 林業振興費です。説明は 003 林業事業費、こちらは林道信喜線のですね、道路改善工事、道路の陥没に伴います対策工事ということで、2000 万を上げさせていただいてます。1 番下、款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工業振興費でございます。説明欄 001 商工業振興費、減額の 226 万

1000 円です。こちらの次ページもわたっておりますので、合わせてご説明させていただきます。まず粕渕中心街の活性化を目的とした概略計画の策定に伴う業務委託、こちらを 19 ページのところにあります測量設計等委託 200 万で計上してます。そして、次ページにあります工事請負費、これ先ほど企画費の方へ移行しました粕渕のトイレの改修、減額を 171 万 6000 円減額しまして計上しております。補助金減額 254 万 5000 円につきましては、先ほどのビジネスコンテストが 1 件少なくなって 500 万減額。また起業支援ですね、企業支援、町内事業者の就業支援ということで、4 件分 245 万増額をしまして、差引き減額 254 万 5000 円でございます。その下、目 3 観光費、説明欄 001 観光費でございます。これは、全体で 110 万 2000 円減額をしてます。例年取り組んでおります島根ふるさとフェア、また、輝きイレブン、わがまち魅力発信など等々のですね、イベントがコロナによって中止になったことによるものです。次ページの 21 ページをお願いします。款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 3 道路新設改良費です。説明欄 001 道路新設改良費でございます。工事請負費の増額 410 万 4000 円につきまして、内訳が、都賀行宮内線が減額 116 万 1000 円。そして都賀行都賀西線が 200 万増額、そして、田水線が 500 万減額というところで、こちらの工事請負費が主なものとなっております。そして土地購入費につきましては、町道久保線の改良につきますものが、減額の 150 万、そして、補償金については都賀行都賀西線が 200 万、そして久保線が 250 万それぞれ補償金を減額をしております。その下、目 4 橋梁維持費でございます。001 橋梁維持費、全体の減額としましては、19 万 2000 円でございますが、工事請負費の 830 万を減額しまして、新たに測量設計の委託費を 810 万 8000 円計上をしております。1 番下の款 8 土木費、項 6 住宅費、目 1 住宅管理費です。001 住宅管理費、2 番目の段にあります修繕費 150 万計上してますが、近年ちょっと修繕に掛かる費用が増えてきたということで、この度、補正の方で対応したいということで計上しました。次ページをお願いします。同様に住宅費ですが、賃借料につきましては、先ほど申し上げました民間の借上住宅 2 棟分のですね、見込み増として 67 万 2000 円でございます。そして款 9 消防費、項 2 消防費、目 2 消非常備消防費でございます。説明欄では 001 非常備消防費、主なものとしましては、機械器具費 467 万 5000 円の減額。これは消防団の消防車を、車両ベースを普通車から軽自動車に縮小したことによって減額の補正をしております。そして、23 ページをお願いします。款 10 教育費、項 6 社会教育費、目 1 社会教育総務費の中の 002 社会教育施設費です。110 万の増額でございます。内訳としましては、主には、先ほど歳入のところでもお話ししましたが、工事請負費としましては、集会所屋根の修繕が 103 万円。そして手数料と測量設計委託料、こちらがですね、当時、湯抱の鴨山公園のですね、木の伐採を計画しておりまして、そちら手数料で計上しておりましたが、若干費用が少し大きくなってですね、委託料へ 163 万 8000 円改めて計上をさせていただいております。そして、その下、文化財保護費でございます。全体としまして 103 万の増額でございます。内容としまして印刷製本費にあります 106 万 8000 円。こちらは文化財冊子を、改めて今回制作をするということとなりまして、計上をさせていただきました。合わせて、その写真の使用する写真の撮影の委託料として 48 万円を、この度計上してます。下の段、款 10 教育費、項 7 保健体育費、目学校給食費です。学校給食費 305 万 3000 円。炊飯器の設置、移設工事ということで工事請負費 161 万 2000 円。そして、新しくガス炊飯器 2 台を庁用器具費としまして、140 万 1000 円補正計上をしております。24 ページをお願いします。真ん中の款 11 災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 土木施設災害復旧費です。こちら、現年度の土木災害の復旧費としまして、査定そして事業精査に伴いまして、事業費が膨らみまして、測量につきましては 300 万、そして測量設計につきましては 300 万、工事請負費 2400 万、合わせて 2700 万の増額をお願いをさせていただくものです。歳入については、以上でございます。そして最後に、地方債の説明として、第 2 表のところの地方債補正、5 ページの方をお願いします。町債の方はですね、先ほど歳入のところで、ご説明をさせていただきましたので、改めて、それぞれの説明は割愛をさせていただきます。補正増としまして、町債につきまして

は、2810 万円の増額でございます。合計の補正後の限度額を 10 億 9860 万とさせていただくこととなります。起債の方法、そして利率の限度、償還の方法は変わりありません。こちらで、以上でですね、議案第 74 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

番外。建設課長。

●永妻建設課長

上程いただきました。議案第 75 号、令和 3 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号についてご説明いたします。7 ページから主なものについて、ご説明をさせていただきます。今回の補正でございますけれども、歳入歳出それぞれを 737 万 8000 円減額いたしまして、歳入歳出予算総額を 2 億 8781 万 2000 円とするものでございます。それでは 6 ページからご説明をさせていただきます。款 1 水道事業収益、項 2 営業外収益、3 雑収入でございます。これは国道 375 号の道路改良に伴います、水道管の移設工事の調整等によりまして減額となりましたことで、雑収入を 300 万減としてございます。その下、繰入金でございますが、一般会計からの繰入金を 437 万 8000 円減額としてございます。続きまして 7 ページをご覧ください。主なものとしまして、先ほど申し上げました国道 375 号道路改良に伴います、管路施設工事の減としまして、800 万円。それから普通旅費、それから負担金の減で 96 万 3000 円ございますが、これは、当初、水道技術管理講習を受ける予定でございましたが、新型コロナの影響で講習会が中止となりましたことで減額を、させていただいております。それから公課費 122 万 5000 円の増でございますが、これは消費税の中間納付の不足分の補正をさせていただいております。以上で議案第 75 号の説明を終わりたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして議案第 76 号、令和 3 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 2 号についてご説明いたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 601 万 1000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 553 万 3000 円とするものでございます。主な内容についてご説明をさせていただきます。7 ページをご覧ください。上段、雑収入でございます。これは先ほどの水道のほうでご説明いたしましたけれども国道 375 号の改良に伴います移転補償、これが減額となりまして 740 万の減額としてございます。その下段、款 2 国庫支出金でございます。これは合併浄化槽、当初、8 基の予定をしてございましたが 10 基、2 基を追加いたしまして 61 万 3000 円の増額としてございます。その下でございますが、繰入金でございます。各繰入金を公共下水、農業集落排水、小規模、それから合併浄化槽の繰入金を合わせまして 12 万 4000 円の減額補正としてございます。次に、7 ページでございます。下水道町債の下水道債でございますが、これは合併浄化槽の事業、8 基から 10 基に 2 基増えたことによりまして 90 万の増額補正としてございます。以上で議案第 76 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第 77 号、令和 3 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 191 万 1000 円を減額し、予算総額を 6 億 1164 万 3000 円とするものでございます。補正の主な理由でございますが、資格異動に伴う保険税還付金の増額、国保市町村事務処理標準システム対応準備のためのシステム改修費の見込み減及び、特定健診事業のうちヘルスアップ事業の計画変更による事業費の減額によるものでございます。それでは、6 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 8 県支出金、項 2 県補助金、目 1 保険給付費等交付金、補正額 218 万円の減額でございます。説明欄にありますように、令和 3 年度保険者努力支援交付金の額が確定したことによる減額が 21 万 4000 円。システム改修費の見込み減及びヘルスアップ事業の計画変更に伴う減額

による特別調整交付金の減額 196 万 6000 円を計上するものでございます。次に、款 13 繰入金、項 2 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、補正額 26 万 9000 円の増額でございます。こちらにつきましては歳出のところで、ご説明をさせていただきます。続きまして、7 ページ歳出をお願いいたします。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、補正額 165 万 6000 円の減額でございます。内訳としまして、令和 3 年度の税制改正に伴うシステム改修費が 7 万 6000 円の減額。国保市町村事務処理標準システム対応準備のためのシステム改修費が 184 万 9000 円の減額となり、一部事務組合負担金としまして 192 万 5000 円を減額するものでございます。また、市町村と国保連合会をつなぐ、各種システムに係る保険者ネットワーク負担金 26 万 9000 円を増額するものです。款 8 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費。需用費のうち、消耗品の増額と燃料費の減額による差引き 4 万円の減額でございます。款 11 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 一般被保険者保険税還付金 10 万円の増額でございます。こちらは、年度を遡っての資格喪失届出があったことによりまして、保険税の還付金を計上するものでございます。款 13 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費、31 万 5000 円の減額でございます。こちらは、この度の補正に伴う財源の調整によるものでございます。以上で、議案第 77 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

番外、健康福祉課長。

●松島健康福祉課長

上程いただきました議案第 78 号、令和 3 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第 2 号についてご説明いたします。今回の補正予算については、令和 3 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業という県の補助事業が新たに創設されまして、それに基づきまして、個別接種促進のための医療機関支援ということの補助金を受けることが決定いたしましたので、それに伴う補正予算でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8288 万 9000 円とするものでございます。6 ページをご覧ください。歳入、款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、補正額 249 万 6000 円の減でございます。これは先ほどお話ししました県の補助金を受けることが決定いたしましたので、一般会計繰入金を減額し、その補助分を減額としたものでございます。款 7 県支出金、項 1 県補助金、目 1 総務費補助金でございます。249 万 6000 円の補正増でございます。これは新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費補助金として計上するものでございます。続きまして 7 ページでございます。歳出、款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、これは補正額ゼロということで、財源の先ほどの繰入金を減額し、県支出金を増額したものでございます。議案第 78 号のご説明をこれで終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました、議案第 79 号、令和 3 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 46 万 1000 円を減額し、予算総額を 1 億 9067 万円とするものでございます。補正の主な理由としましては、令和 3 年度保険基盤安定負担金の額の確定による減額及び、令和 2 年度保険料等納付金の精算に伴う還付によるものでございます。それでは、6 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、補正額 54 万 2000 円の減額でございます。説明欄にありますように、保険基盤安定制度繰入金につきましては、歳出のところでご説明をさせていただきますが、事業費繰入金 8 万 1000 円の減額とございますが、次にあります款 7 諸収入、項 4 雑入、目 3 雑入に計上しております 8 万 1000 円と財源を相殺するもので

ございます。こちらのからくりとしましては、令和 2 年度の保険料等負担金の精算によります還付金が発生したため、これを雑入で収入し、同額を一般会計の繰入金から減額するものでございます。続きまして、7 ページ歳出をお願いいたします。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 保険料等負担金、補正額 46 万 1000 円の減額でございます。こちらは、令和 3 年度に町から広域連合に支払います負担金額が確定したことに伴う減額補正でございます。以上で、議案第 79 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

次に、議案第 80 号から議案 81 号までの一般事件案 2 件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●福島議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

上程いただきました議案第 80 号財産の取得についてご説明いたします。取得いたします財産は、内水排除用エンジンポンプ 5 台で、取得金額は 1160 万 5000 円でございます。内容につきましては、令和 3 年 11 月 29 日に指名競争入札を行い、指名業者は 5 社、入札参加者は、株式会社末広島根営業所、株式会社出雲ポンプ、株式会社ヨシタニ、株式会社クマヒラセキュリティ松江支店、以上 4 社でございます。落札者は、松江市学園 1 丁目 6 番 14 号、株式会社クマヒラセキュリティ松江支店、支店長　岡崎利幸で、落札金額は消費税込みで 1160 万 5000 円。仮契約は、令和 3 年 11 月 29 日に締結しております。納期限は、本件議決日の翌日から起算して、112 日目に当たります令和 4 年 3 月 30 日でございます。この排水排除用エンジンポンプ 5 台は可搬式であり、平時は、美郷町防災センターと大和事務所で保管し、出水期には内水の発生状況に応じて、吾郷、浜原、都賀本郷の各地区に配備をいたします。以上で、議案第 80 号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

●福島議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

上程いただきました議案第 81 号美郷町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明いたします。ページをめくっていただきまして、ページ番号 1 ページの目次、計画の構成でございます。まず節番 1 として、基本的な事項、小項目として、美郷町の概況、人口及び産業の推移と動向、美郷町の行財政の状況、地域の持続的発展の基本方針、地域の持続的発展のための基本目標、計画達成状況の評価に関する事項、計画期間、公共施設等総合管理計画との整合となっております。それ以降、節 2 の移住定住地域間交流の促進、人材育成から、節 13 のその他地域の持続的発展に関し必要な事項までの 12 項目を記載しております。各項目とも、現状と問題点、その対策、計画、公共施設等総合計画との整合というふうに分けて記載をしております。4 ページをお願いいたします。4 ページは、基本的な事項ということで、美郷町の概況、自然的条件の概要、それから歴史的条件、社会的条件の概要について記述しています。自然的条件の概要につきましては、前回の過疎計画の内容をおおむね踏襲しています。歴史的条件につきましても、前計画の内容をベースに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、サテライトオフィスやリモートワークといった新しい働き方を生み、大都市から地方へ目が向けられつつあるとの文章を追記しております。5 ページをお願いいたします。社会的条件の概要については、7 項目に分けて記載しております。こちらもおおむね前期計画の内容を引き継いでおります。人口の減少、少子高齢化の継続、基幹道路の整備不足と公共交通網の不足、災害に度々あっており

ますので、災害に強いまちづくりの必要性、地域産業の停滞と雇用の不足、地域医療体制の不足と福祉充実への期待について、それから、自治会組織、これは人口流出によって、自治会組織における集落機能や活力が低下しているといった内容となっております。それから地方交付税に依存する厳しい財政運営の中で、令和 7 年度に向けて、基礎的財政収支の黒字化の目標堅持により、地方交付税が削減されるということになりますと、それに見合った財政運営が必要であるとの記述をしております。6 ページをお願いいたします。経済的諸条件の概要、美郷町産業構造です。これは平成 30 年の市町村民経済計算調査の数字を挙げさせていただいております。産業別の内訳は、前計画からの変化は見られません。以下、イ、農林業からオ、商業までの記述は大きく変わっておりません。カ、観光については、JR 三江線の廃線に伴う特需の終息や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による観光入り込み客数、宿泊人数が減少傾向にあるとしています。次に、本町における過疎の状況です。こちらも前の計画の記載をなぞらえております。人口については、平成 27 年国調数値で 4900 人としております。なお、この人口等基本集計については、昨日の午後 2 時 30 分に公表されておりますが、この他、就業状態等の基本種集計につきましては、来年 5 月以降の公表となっております。従いまして、このたびの過疎計画は、一つ古い平成 27 年国調のデータを用いて作成をさせていただきました。続いて、人口及び産業の推移と動向についてです。8 ページをお願いいたします。平成 27 年国調で人口が 450 人減少し、世帯数が 147 減となっており、人口世帯ともに減少傾向が続いております。年齢構成は、読み上げますが、ゼロから 14 歳 11.2%、、15 から 64 歳 43.7%、65 歳以上 45.1%であり、約 2.5 人に 1 人が 65 歳以上と高齢化が進んでおります。若年層の減少傾向が顕著で、高齢者比率は県平均の 32.5%を大きく上回る一方、若年者比率は県平均の 12.6%を下回っております。町の将来人口は、国立社会保障人口問題研究所の日本地域別将来推計人口によると、令和 7 年には 3905 人、さらにその 10 年後の令和 17 年には 3005 人まで減少すると予測がなされています。これは、後ほど 15 ページで確認をさせていただきます。就業人口の現状についてですが、10 ページの方をお願いいたします。平成 27 年国調によると、本町の就業人口は 2296 人で、人口に対する割合はほぼ横ばいですが、15 から 64 歳の生産年齢人口の割合が低下してきています。産業別就業人口は、第 1 産業の低迷と第三次産業の就業者割合の増加傾向が顕著で、今後もその傾向が続いていくと予想されます。町の行財政の状況です。歳入構成を見ると、実財源に乏しく、地方交付税や国庫、県支出金に依存した財政運営となっています。少子高齢化による行政需要の増大と、公共施設の老朽化の問題を抱えており、今後も多額の地方債発行が避けられません。ふるさと納税等の自主財源の確保と、これまで蓄えてきた基金の有効活用や行政改革による財政健全化に向けた継続的な取り組みが必要であると記述をしております。12 ページをお願いいたします。持続的発展の基本方針です。平成 30 年 7 月、また、昨年７月の豪雨災害など、頻発する異常気象による大規模災害は、改めて住民の暮らしの安全確保を重要視するきっかけとなり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も、地域経済や生活に大きな影響を与えています。人口が集中していた大都市圏の過密から地方の過疎へ目が向けられるとともに、サテライトオフィスやリモートワークといった新しい働き方、加速化が予想されるＤＸデジタルトランスフォーメーションなど、美郷町の活力ある未来を作っていくための戦略に取り組んでまいります。続いて、基本理念と目指す将来像です。どちらも美郷町第２次長期総合計画の内容を転記しております。基本理念は「水と緑いきいき輝く夢あふれる協働のまち」目指す将来像は、「美しいまち・ひと・くらしがつながるみんなの美郷」です。14 ページの方をお願いいたします。地域の持続的発展のための基本目標です。基本目標については、長期総合計画の重点施策に係る取り組みとして、本年 3 月に策定いたしました、美郷町、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標を掲げております。15 ページをお願いいたします。人口に関する目標です。先ほど申し上げましたとおり、国立社会保障人口問題研究所の推計値に出生率を若干上乗せし、社会動態として、毎年子ども 1 人の世帯３組の異動、総合戦略のリーディ

ング事業等で 5 年間、45 人の移住が実現した際のシミュレーション２をもとに、令和 7 年、2025 年で 4000 人キープを目標としています。16 ページをお願いいたします。計画の達成状況の評価に関してでございます。実施年度の翌年度に事後評価を実施し、その結果について、ホームページで公表をいたします。計画期間については、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。4 月 1 日からの計画の議案提出がこの時期となりましたのは、国会における法案議決日が 3 月 26 日、島根県の過疎地域持続的発展方針の策定が 9 月でありました。県方針を踏まえての本町計画の策定となることから、9 月定例会には間に合わず、この度の提出となりました。公共施設等総合管理計画との整合についてですが、我が国における公共施設等の多くは、高度経済成長期の急激な社会環境変化に追随する形で建設が行われ、今日に至っており、本町におきましても、住民サービスの向上と町の機能充実のための、小中学校等の義務教育施設を初め、公民館、町営住宅など、様々な公共施設の整備を進めてまいりました。こうした施設の多くが老朽化や耐震基準不適合、町村合併による偏在などの問題に直面しており、また、人口減少、住民ニーズの多様化などによる利用者の減と施設の機能が十分に発揮されていないといった状況に陥っています。施設が抱える問題に対応していくために、大規模改修や建て替えなどが必要になりますが、財源が限られており、容易ではありません。そこで、平成 29 年 3 月に作成した美郷町公共施設等総合管理計画において、1、施設保有量の適正化、2、管理運営の効率化、3、安全性の確保と長寿命化の三つの方向性を定めています。本過疎計画では、この公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎地域の持続的発展に向けた環境整備を行うこととしています。17 ページからはそれぞれの区分に応じた、現況と問題点、その対策、目標値を含めた具体な計画について記載をしております。このうち、主なものについてご説明を差し上げます。17 ページをお願いいたします。2、移住定住地域間交流の促進、人材育成においては、現況と問題点を踏まえまして、その対策として、①移住定住対策の充実、②関係人口の増加と活動人口の拡大、③、材育成の 3 点について、記述をしております。その主な事業としまして、麻布大学フィールドワークセンター滞在支援事業を計画しております。23 ページをお願いいたします。3、産業の振興においては、現況と問題点を踏まえ、その対策として、①農林業の推進、②商工業の振興、③観光の振興、④新産業の創出、この 4 点について記述しており、主な事業として、中心市街地活性化事業を計画しております。少し飛びまして 51 ページをお願いいたします。9、教育の振興においては、現況と問題点を踏まえまして、その対策として、①教育環境の整備、②学校と地域の協働体制、③スポーツの推進、この 3 点について記述をしております。主な事業としまして、カヌー大会競技場整備事業を計画しております。以上で、議案第 81 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

全議案の説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑は、3 日に日程をとりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の会議は、3 日金曜日定刻より開きます。本日はこれをもちまして散会といたします。

また、この後、13 時からこの場におきまして、全員協議会を開きますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

（散会　午前　１１時３４分）